

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により令和 2 年 7 月に実施した監査の結果に関する報告を決定したので、同条第 9 項の規定により次のとおり公表する。

令和 2 年 8 月 2 8 日

| | |
|---------|---------|
| 岐阜県監査委員 | 伊 藤 秀 光 |
| 岐阜県監査委員 | 高 殿 尚 |
| 岐阜県監査委員 | 鈴 土 靖 |
| 岐阜県監査委員 | 長 縄 直 子 |
| 岐阜県監査委員 | 南 圭 一 |

1 監査の種類

- ・地方自治法第199条第1項の規定による財務監査
(同条第4項の規定による定期監査として実施)
- ・地方自治法第199条第2項の規定による行政監査

2 監査の対象

(1) 対象年度

原則として、令和元年度を対象とした。

(2) 対象機関

知事部局 211 機関のうち、38 機関
 教育委員会 98 機関のうち、5 機関
 公安委員会 59 機関のうち、0 機関
 その他(上記以外) 13 機関のうち、2 機関 計 381 機関のうち、45 機関 (表1参照)

※7月29日付け年間監査計画の変更により2機関追加

3 監査の着眼点

監査は、監査の対象となった事務の執行等が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われており、その組織及び運営の合理化に努めているか等に着眼して実施した。

4 監査の実施内容

監査は、岐阜県監査委員監査基準に準拠し、予備監査を事務局書記が実地又は書面で行った後、その結果を踏まえ、監査委員が実地又は書面により実施した。

5 監査の結果

上記により監査したところ、表1のとおり11機関において7件の指摘事項及び7件の指導事項が見受けられたので、表2のとおり対象機関に対し是正又は改善の措置を講ずるよう求めた。

上記の事項以外については、監査した限りにおいて、おおむね監査の対象となった事務が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われており、その組織及び運営の合理化に努めていると認められた。

表1 (監査の実施及び結果の概要)

| | 実施機関名 | | 監査 実施日 | 実施 方法 | 監査結果件数 | | | 予備監査 |
|----|---------|-----------|-----------|----------|--------|----|----|-----------|
| | | | | | 指摘 | 指導 | 検討 | 実施日(方法) |
| 1 | 知事直轄 | 秘書課 | 7月29日 | 書面 | — | — | — | 6月19日(書面) |
| 2 | | 広報課 | 7月27日 | 実地 | — | — | — | 7月8日(実地) |
| 3 | 総務部 | 県庁舎開設準備課 | 7月29日 | 書面 | — | — | — | 6月19日(書面) |
| 4 | | 県庁舎建設課 | 7月29日 | 書面 | — | — | — | 6月19日(書面) |
| 5 | | 総務事務センター | 7月29日 | 書面 | — | — | — | 6月19日(書面) |
| 6 | 清流の国推進部 | 市町村課 | 7月30日 | 実地 | — | — | — | 7月16日(実地) |
| 7 | | 地域スポーツ課 | 7月30日 | 実地 | 1 | — | — | 7月14日(実地) |
| 8 | | 競技スポーツ課 | 7月30日 | 実地 | — | — | — | 7月16日(実地) |
| 9 | 危機管理部 | 危機管理政策課 | 7月31日 | 実地 | — | — | — | 7月8日(実地) |
| 10 | | 防災課 | 7月16日 | 実地 | 1 | 1 | — | 7月6日(実地) |
| 11 | 環境生活部 | 環境企画課 | 7月16日 | 実地 | — | — | — | 7月6日(実地) |
| 12 | | 廃棄物対策課 | 7月21日 | 実地 | — | 1 | — | 7月8日(実地) |
| 13 | | 環境管理課 | 7月16日 | 実地 | — | — | — | 6月19日(書面) |
| 14 | | 県民生活課 | 7月30日 | 実地 | — | 1 | — | 7月17日(実地) |
| 15 | | 私学振興・青少年課 | 7月27日 | 実地 | — | — | — | 7月14日(実地) |

| | | | | | | | | |
|----|--------------------|------------|-------|----|----|----|---|-----------|
| 16 | 環境生活部 | 文化創造課 | 7月28日 | 実地 | — | — | — | 7月14日(実地) |
| 17 | | 文化伝承課 | 7月28日 | 実地 | — | — | — | 7月15日(実地) |
| 18 | 健康福祉部 | 岐阜地域福祉事務所 | 7月15日 | 実地 | — | — | — | 6月4日(実地) |
| 19 | 農政部 | 農政課 | 7月31日 | 実地 | — | 1 | — | 7月10日(実地) |
| 20 | | 検査監督課 | 7月17日 | 実地 | — | — | — | 7月7日(実地) |
| 21 | | 農産物流通課 | 7月21日 | 実地 | — | — | — | 7月7日(実地) |
| 22 | | 農業経営課 | 7月22日 | 実地 | 2 | 1 | — | 7月10日(実地) |
| 23 | | 農産園芸課 | 7月21日 | 実地 | — | — | — | 7月9日(実地) |
| 24 | | 畜産振興課 | 7月22日 | 実地 | — | — | — | 7月6日(実地) |
| 25 | | 家畜防疫対策課 | 7月22日 | 実地 | — | — | — | 7月8日(実地) |
| 26 | | 家畜伝染病対策課 | 7月22日 | 実地 | 1 | — | — | 6月19日(書面) |
| 27 | | 農村振興課 | 7月27日 | 実地 | — | — | — | 7月10日(実地) |
| 28 | | 里川振興課 | 7月30日 | 実地 | — | 1 | — | 7月13日(実地) |
| 29 | | 農地整備課 | 7月20日 | 実地 | — | — | — | 7月7日(実地) |
| 30 | 林政部 | 林政課 | 7月31日 | 実地 | — | — | — | 7月9日(実地) |
| 31 | | 県産材流通課 | 7月20日 | 実地 | — | — | — | 7月6日(実地) |
| 32 | | 森林整備課 | 7月17日 | 実地 | — | — | — | 6月19日(書面) |
| 33 | | 治山課 | 7月17日 | 実地 | — | — | — | 7月6日(実地) |
| 34 | 都市建築部 | 下水道課 | 7月17日 | 実地 | 1 | — | — | 6月26日(実地) |
| 35 | | 水道企業課 | 7月29日 | 実地 | — | — | — | 6月22日(実地) |
| 36 | | 都市公園課 | 7月21日 | 実地 | — | — | — | 7月9日(実地) |
| 37 | | 公共交通課 | 7月28日 | 実地 | — | — | — | 7月13日(実地) |
| 38 | | 流域浄水事務所 | 7月15日 | 実地 | — | — | — | 5月25日(書面) |
| 39 | 教育委員会 | 教育管理課 | 7月29日 | 書面 | — | — | — | 6月19日(書面) |
| 40 | | 教育財務課 | 7月27日 | 実地 | — | — | — | 7月15日(実地) |
| 41 | | 教育研修課 | 7月22日 | 実地 | — | — | — | 7月10日(実地) |
| 42 | | 特別支援教育課 | 7月28日 | 実地 | — | 1 | — | 7月14日(実地) |
| 43 | | 武義高等学校 | 7月15日 | 実地 | 1 | — | — | 6月2日(書面) |
| 44 | その他 | 選挙管理委員会事務局 | 7月30日 | 実地 | — | — | — | 7月16日(実地) |
| 45 | | 人事委員会事務局 | 7月29日 | 書面 | — | — | — | 6月19日(書面) |
| 計 | 指摘事項等のあった機関数： 11機関 | | | 7件 | 7件 | 0件 | | |

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- ・指摘事項 是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
- ・指導事項 是正又は改善を求める事項
- ・検討事項 事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は他の機関の監査の結果として所管課に対し是正若しくは改善を求める事項

表2 (指摘事項等の内容)

| 機関名 | 区分 | 内容 |
|---------|------|---|
| 地域スポーツ課 | 指摘事項 | <p>旅費の支出事務において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <p>1 職員は、旅費システムに旅行命令入力をしていながらもかかわらず、それを失念し、後日、同じ旅行について別に旅行命令入力を行い、両方の旅行について旅行命令権者から承認を受けた。その後、両方の旅行命令に対し復命入力し、承認を受けた</p> |

| | | |
|--------|------|---|
| | | <p>ことで、1件666円が過払となっていた。</p> <p>2 職員は、旅費システムへの入力内容が誤っていたことにより訂正を求められたが、旅費システムに新たに旅行命令入力を行うことで対応し、旅費の支給を受けた。しかし、後日、支給を受けていたことを失念し、当初に入力していた旅行命令の内容を訂正したうえで再申請していた。こちらについても、旅行命令権者から承認を受け、また、復命についても承認を受けたことで、52,940円が過払となった。更に、先に支給を受けた旅費53,210円のうち、旅行の行程誤り等により270円の過払があり、1件計53,210円の過払となっていた。</p> <p>なお、宿泊を伴う旅行について、所属長は宿泊の事実確認をすることになっているが、勤務地が離れている職員による旅行であったため、電子メールで送付を受けた宿泊証明書で事実確認していたことにより、重複した旅行であることが見過ごされていた。</p> |
| 防災課 | 指摘事項 | 公務中の1件の交通事故について、修繕料73,062円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。 |
| | 指導事項 | 公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料130,900円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。 |
| 廃棄物対策課 | 指導事項 | 公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料75,600円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。 |
| 県民生活課 | 指導事項 | 公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料77,000円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。 |
| 農政課 | 指導事項 | 建設工事に係る契約事務において、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年11月27日号外法律第127号）等に規定する契約情報の公表が行われていないものがあったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 |
| 農業経営課 | 指摘事項 | <p>旅費の支出事務において、次の不適正な事項が認められたため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <p>1 職員は、旅費システムに旅行命令入力をしていてもかかわらず、それを失念し、後日、同じ旅行について別に旅行命令入力を行い、両方の旅行について旅行命令権者から承認を受けた。そして、両方の旅行命令に対し復命入力し、承認を受けたことで、1件650円が過払となっていた。</p> <p>2 職員は、旅費システムに旅行命令入力を行い、旅行命令権者から承認を受けた後、旅行の行程に変更が生じたため、新たに旅行命令入力を行った。</p> |

| | | |
|----------|------|--|
| | | その後、当初に入力した旅行命令について中止の処理を行わず、両方の旅行命令に対し復命入力し、承認を受けたことで、1件1,554円が過払となっていた。 |
| | 指摘事項 | チラシの印刷業務に係る契約事務において、契約相手先から請書を提出させなければならぬところ、これを行っていなかったため、今後は適正に処理されたい。 |
| | 指導事項 | 公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料29,700円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。 |
| 家畜伝染病対策課 | 指摘事項 | 公務中の1件の交通事故について、修繕料332,332円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。 |
| 里川振興課 | 指導事項 | 建設工事に係る契約事務において、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年11月27日号外法律第127号）等に規定する契約情報の公表が行われていないものがあつたため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 |
| 下水道課 | 指摘事項 | 宿日直手当の支給事務等において、週休日である土曜日の宿日直勤務を職員に命ずるに当たり、宿日直手当の支給に代えて、別の勤務日である月曜日を週休日に変更し、当該月曜日に割り振られた勤務時間（正規の勤務時間）を当該土曜日に割り振っていた。しかし、宿日直勤務は、正規の勤務時間以外の時間において外部との連絡等の人事委員会規則で定められた断続的な勤務を行うものであり、正規の勤務時間における勤務とは性格を異にするものであることから、正規の勤務時間を宿日直勤務のために割り振ることは不相当である。本来、宿日直手当6,900円を支給することで対応すべきところ、これが行われていなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 |
| 特別支援教育課 | 指導事項 | 防衛用盾の購入に係る契約事務において、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」等に基づき、暴力団から不当介入を受けた場合の警察への通報義務について特記仕様書等に記載していなかったため、今後は適正に処理されたい。 |
| 武義高等学校 | 指摘事項 | 旅費の支出事務において、旅行者以外の者が旅行者に代わり旅費システムへ入力した際に、「旅行者」欄の氏名を誤って入力したこと等により、旅費1件3,256円が支払先誤りとなっていたため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 |